

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-4	電子化の推進

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。	4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。	4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。 また、昨年度に導入したウェブ会議やテレワークのシステムを最大限活用し、業務の電子化だけでなく、事務・	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務の効率化及び簡素化を図る観点から、業務の電子化の推進に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 業務の電子化について、以下に取り組んだ。 ・ 原則電子決裁にすることや内部会議へのPC持込み等によるペーパーレス化の取組を引き続き実施したほか、令和4年10月から保存文書の電子化の取組を開始した。（約41万枚の電子化） ・ ウェブ会議サービス（Cisco Webex Meetings）やテレワークシステムを最大限活用し、新型コロナウイルス感染症の影響にも対応しつつ、業務を円滑かつ効率的に実施した。 ・ IT化を組織的に推進するため、令和4年7月にIT化推進委員会を設置した。 委員会は、2か月ごとに開催し、情報システムの整備、業務の自動化・電子化に係る進捗管理を実施した。 PMOの設置については、担当部署、役割について検討の上、令和5年4月に設置するために必要な規程改正を実施した。	<自己評価> 評価：A ① 電子決裁やウェブ会議の最大限の活用などの業務の電子化に向けての取組の推進、情報システムの整備をしたことに加え、計画を大きく上回る取組として、 ② 業務の自動化・電子化などを推進するための体制整備の推進（令和5年4月PMO設置）は、第5期中期目標期間中に設置することとされていたところ、早期に検討を開始し、令和4年度中に必要な規程変更を実施し、令和5年4月1日にPMOを設置した。また、IT化推進委員会を新たに設置し、より効果的な情報システム等の整備・管理等を推進し、IT化の目指すべき姿、IT人材育成方針等を盛り込んだIT化推進中期計画等を策定した。なお、IT化を進めていく上で中期目標期間と合わせた5年間のIT化推進中期計画、これに基づく年度計画を中期計画との整合性を図りつつ策定したことは、初めての取組である。 以上のとおり、従来の取組を超えて、IT化推進のための環境を	評価 A <評価に至った理由> IT化を組織的に推進するため、①令和4年7月に法人独自の取組としてIT化推進委員会（委員会は、2か月ごとに開催し、情報システムの整備、業務の自動化・電子化に係る進捗管理を実施）を設置、②中期目標ではPMO設置の「検討」となっているところ、法人は、担当部署・役割について検討をし、令和4年度内に必要な規定改正を実施した上で、前倒しで令和5年4月1日付けでPMOを設置したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

		事業のやり方や働き方についての見直しを模索していく。		また、第5期中期計画及び令和5年度年度計画と整合性を図りつつ、情報システムの整備、業務の自動化・電子化の取組を盛り込んだIT化推進中期計画及び令和5年度IT化推進計画を策定した。	整備するなど、計画を大きく上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －	
--	--	----------------------------	--	---	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-1	財務運営の適正化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険業務								
業務収支（百万円） （A－B）		3,431	2,878	3,030	2,519	2,607	2,452	
収益合計（A）		5,722	5,272	5,494	4,532	4,555	4,223	
政府事業交付金収入		54	37	49	11	10	9	
事業収入		5,669	5,235	5,445	4,521	4,545	4,213	
保険料収入		2,947	2,840	2,764	2,610	2,448	2,350	
回収金収入		2,722	2,395	2,681	1,911	2,097	1,863	
費用合計（B）		2,291	2,394	2,464	2,014	1,949	1,771	
政府事業交付金繰入		—	—	—	12	14	10	
事業費		2,291	2,394	2,464	2,001	1,934	1,761	
保険金		2,291	2,394	2,464	2,001	1,934	1,761	
林業信用保証業務								
業務収支（百万円） （A－B）		64	48	16	177	300	145	
収益合計（A）		737	574	659	595	416	405	
政府事業交付金収入		175	13	192	78	24	22	
事業収入		562	561	467	518	391	382	
保証料収入		293	279	309	301	257	240	
求償権回収収入		269	281	157	217	134	142	
費用合計（B）		673	525	642	419	116	260	
事業費		673	525	642	419	116	260	
代位弁済費		673	525	642	419	116	260	
漁業信用保険業務								
業務収支（百万円） （A－B）		1,161	1,367	731	1,297	1,473	1,258	
収益合計（A）		2,524	2,514	2,067	1,989	2,152	1,653	
政府事業交付金収入		960	1,096	757	608	898	586	
事業収入		1,564	1,418	1,310	1,381	1,253	1,067	
保険料収入		793	736	710	725	692	625	
回収金収入		772	683	600	656	562	442	
費用合計（B）		1,363	1,147	1,336	692	679	395	
事業費		1,363	1,147	1,336	692	679	395	
保険金		1,363	1,147	1,336	692	679	395	

（注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に関する事項 1 財務運営の適正化 我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第3の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。 特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1 財務運営の適正化 我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第1の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。 特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であつたことを踏まえ、業	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1 財務運営の適正化 我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第1の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。 特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であつたことを踏まえ、業	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指す取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 保険金及び代位弁済費の支出が、中期計画策定時で想定したよりも大幅に減少していることを背景に、農業信用保険勘定、林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定のいずれも令和4年度の業務収支は黒字となった。 ○ 業務ごとの状況は、以下のとおり。 (農業信用保険勘定) 農業信用保険業務については、第1-1-(3)に記したとおり、基金協会との事前協議、適正な引受・支払審査、大口保険引受先を中心とした期中管理等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、令和4年度の業務収支は黒字となった。 (林業信用保証勘定) 林業信用保証業務については、第1-2-(3)に記したとおり、適正な引受審査、期中管理のための融資機関との情報共有、融資機関との適切なリスク分担等の取組により、代位弁済が抑制されたことから、令和4年度の業務収支は黒字となった。 (漁業信用保険勘定) 漁業信用保険業務については、第1-3-(2)に記したとおり、基金協会との事前協議、保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、令和4	<自己評価> 評定：B 勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指して、財務運営の適正化に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> -	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -

務収支の黒字化に資するよう、第3の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。 <想定される外部要因> ・ 業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	務収支の黒字化に資するよう、第1の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。	務収支の黒字化に資するよう、第1の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。		年度の業務収支は黒字となった。		
--	--	--	--	------------------------	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-2	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 平成 29 年度 （2017 年度）	30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		24,836	24,194	24,252	23,360	23,329	23,013	
支出合計		21,513	21,652	21,755	21,564	21,682	21,458	
林業信用保証勘定（百万円）								
収入合計		7,612	7,789	7,899	9,068	8,475	8,366	
支出合計		8,127	7,370	9,142	6,780	6,546	6,579	
漁業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		15,761	18,485	14,996	19,068	14,083	11,754	
支出合計		14,175	17,701	14,159	16,990	13,247	11,299	
農業保険関係勘定（百万円）								
収入合計		535	385	1,346	1,553	14	15	
支出合計		313	404	1,016	1,553	15	517	
漁業災害補償関係勘定（百万円）								
収入合計		6	6	6	10,582	67,277	68,284	
支出合計		19	14	17	15,528	67,230	68,308	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 適正な業務運営を確保するものであるか	＜主要な業務実績＞ ○ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画に対する決算の状況は、別紙のとおりである。 ○ 予算に対する決算の状況（農業信用保険勘定） 保険金支払額並びに基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 （林業信用保証勘定）	＜自己評価＞ 評定：B 適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ －	評価 B ＜評定に至った理由＞ 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

				木材産業等高度化推進資金の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 (漁業信用保険勘定) 基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 (農業保険関係勘定、漁業災害補償関係勘定) 予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が発生した場合に共済金支払原資を供給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。 令和4年度においては、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定において、災害の発生が見込みを下回ったこと等により、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 ○ 収支計画に対する決算の状況 (農業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、17億79百万円の当期総利益を計上した。 (林業信用保証勘定) 求償権化懸念先の保証残高が前年度より減少したことに連動して、当該区分の引当額が減少したこと等から、保証債務損失引当金戻入が生じたこと等により、2億3百万円の当期	
--	--	--	--	---	--

				総利益を計上した。 (漁業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入が 保険金の支払いよりも多かつ たこと等により、8億45百万 円の当期総利益を計上した。 (農業保険関係勘定) 貸付けによる事業収入が増 加したが、一般管理費も増加し たこと等により、2百万円の当 期純損失を計上した。この損失 については、前中期目標期間繰 越積立金を同額取り崩して充 てた。 (漁業災害補償関係勘定) 貸付けによる貸付金利息収 入が費用を上回ったこと等に より、49百万円の当期総利益 を計上した。		
--	--	--	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-3	決算情報・セグメント情報の開示

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適切な区分に基づく情報の開示は行われているか	<主要な業務実績> ○ 令和4年8月に、勘定区分に応じた令和3年度財務諸表（8月15日主務大臣承認）を信用基金ウェブサイトに掲載した。 財務内容の一層の透明性を確保するため、上記財務諸表に加え、以下の情報を掲載した。 ① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」及び「独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令」に規定された区分毎の財務諸表と併せて、財務諸表等の概要を説明した資料 ② 事業報告書について、 ・ 財務諸表のデータ ・ 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報 ・ 主要な財務データの経年比較 https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html	<自己評価> 評価：B 決算情報・業務内容に応じた情報の開示を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> －	評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適切に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-4	長期借入金の条件

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3 長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第 1 項又は暫定措置法第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	4 長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第 1 項又は暫定措置法第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	4 長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第 1 項又は暫定措置法第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 極力有利な条件で借入れを行っているか	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評価：－ <課題と対応> －	評価 － <評価に至った理由> － <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-5	短期借入金の限度額

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	5 短期借入金の限度額 農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において 782 億円、漁業災害補償関係勘定において 110 億円を限度とする。	5 短期借入金の限度額 農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において 782 億円、漁業災害補償関係勘定において 227 億円（注）を限度とする。 （注）独立行政法人通則法第 45 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、中期計画に規定する短期借入金の限度額（110 億円）を超える借入について農林水産大臣の認可を得ている。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 限度額の範囲内で行われたか	<主要な業務実績> （農業保険関係業務） （実績は、なし） （漁業災害補償関係業務） ○ 漁業共済団体に対する貸付原資とするため、令和 4 年 4 月以降、毎月短期借入れを行った（令和 4 年度の最大借入残高は 140 億円。）。 令和 3 年度に、中期計画に定めた借入限度額を超過する借入れを行う（上限 110 億円→227 億円）ことについて、主務大臣の認可を受けたことから、その範囲内において円滑に借入れを行うことができた。 なお、借換えのための主務大臣の認可を受け、令和 5 年 3 月末に全額借り換えを行った（令和 5 年 3 月末の借入残高は 36 億円。）。 ○ 借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も有利な金利提示を行った金融機関に決定した。	<自己評価> 評価：B 令和 4 年度は、令和 3 年度において、中期計画に定めた借入限度額を超過する借入れ（上限 110 億円→227 億円）を行うことについて認可を受け、その範囲内において借入れを行った（令和 5 年 3 月末の借入残高 36 億円）ことから、B とする。 <課題と対応> －	評価 B <評価に至った理由> 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-6	不要財産の処分に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、国からの出資金88億6,947万円について、令和2年度中に50億617万6千円、令和3年度中に38億6,329万4千円を国庫に納付する。 また、漁業信用基金協会からの出資金3億4,020万円についても、令和2年度中に漁業信用基	6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 (措置済みのため、予定なし。)	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (措置済みのため、業務実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －	評価	－
						<評定に至った理由> － <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

	金協会に払い戻す。					
--	-----------	--	--	--	--	--

年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－7	不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	7 6 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画予定なし。	7 6 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評価：－ <課題と対応> －	評価 ー <評価に至った理由> － <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-8	剰余金の使途

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	8 剰余金の使途 農林漁業金融の セーフティネット 機関としての役割 の向上のため、人材 の育成・研修、情報 システムの充実等 の使途に使用する。	8 剰余金の使途 農林漁業金融の セーフティネット 機関としての役割 の向上のため、人材 の育成・研修、情報 システムの充実等 の使途に使用する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 目的積立金は、中期計画で 定めた使途に使用されて いるか	<主要な業務実績> (目的積立金を積み立てていな いことから、実績なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －	評価 ー <評定に至った理由> － <指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> － <その他事項> －

年度評価 項目別評価調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4－1	施設及び設備に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第6 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし。	第4 その他業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ なし	＜主要な業務実績＞ (実績は、なし)	＜自己評価＞ 評価：－ ＜課題と対応＞ －	評価 ー ＜評価に至った理由＞ － ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 平成 29 年度 （2017 年度）	30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤職員数								
定員	113 名	113 名	113 名	113 名	113 名	113 名	113 名	
実員（期初。再雇用を含む。）	－	108 名	110 名	108 名	110 名	111 名	108 名	期初は、各年度の 4 月 1 日現在である。
実員（期末。再雇用を含む。）	－	99 名 （106 名）	101 名 （105 名）	97 名 （102 名）	102 名 （108 名）	102 名 （107 名）	95 名 （102 名）	期末は、各年度の 3 月 31 日現在である。カッコ内は、期末の退職者を含む常勤職員数である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
1 職員の人事 (1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、人員の抑制を図る。 (2) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。 (3) 人材の確保、人材の養成	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、期末の常勤職員数が期初の常勤職員数（113 名）を上回らないようにする。 (2) 人件費の効率化 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準に	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、令和 5 年 3 月 31 日の常勤職員数が平成 30 年 4 月 1 日の常勤職員数（113 名）を上回らないようにする。 (2) 人件費の効率化 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。	<主な定量的指標> ○ 定員及び実員の推移 <その他の指標> なし <評価の視点> 人員体制、人件費の効率化、人事評価及び人材の確保・養成に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 人員 ○ 業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案して人員配置を行った。 令和 4 年度には 2 名を新規採用し、この結果、令和 4 年 4 月 1 日時点で 108 名、令和 5 年 3 月 31 日時点で 95 名（令和 5 年 3 月末の退職者を含めると 102 名）となった。 ○ 令和 4 年度に、「独立行政法人農林漁業信用基金組織規程」の変更し、以下のとおり組織体制を見直し、横断的な人事管理と、人材の育成に資する取組を実施した。 ・ 「システム管理課」の名称を「IT 活用課」に変更し、システム整備に関する組織を見直し。 ・ 部室の統合や、一部の課の廃止などを実施（令和 5 年 4 月から）。	<自己評価> 評価：B 新卒及び金融機関経験者を採用し定員の範囲内で人材の確保を行った。 また、組織体制の見直し、人事評価の適正化及び研修の確実な実施並びにフォローアップを行い、人材の育成に取り組んだ。 給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数で 100 を上回らなかった。 <課題と対応> －	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。	については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、对国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度 100 を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 （参考）期中の人件費総額（見込み）5,569 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。 (3) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行	また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、对国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度 100 を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 (3) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価及び期首・期末の面談を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行		(2) 人件費の効率化 ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正した。 ○ 給与水準について、令和 4 年度の対国家公務員地域・学歴別指数は令和 5 年 6 月に確定見込。 (3) 人事評価 ○ 能力評価、業績評価により、人事評価を行い、期首・期末面談を行った。 ○ 職員の人材育成の観点から、「独立行政法人農林漁業信用基金人事評価実施規程」を変更し、管理職による職員の進捗管理が機能するよう見直しを図った。 ○ 人事評価の結果については、職員の勤勉手当、昇格・昇給に反映させた。 ○ 役員の期末特別手当については、役員給与規程により、主務大臣が行う業績評価の結果を参考として、その者の業績を勘案して支給した。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 ○ 外部から登用した金融機関勤務経験者、再任用した定年退職職員を適所に配置し、その専門知識や経験を業務に生かした。 ○ 「独立行政法人農林漁業信用基金非常勤職員就業規則」を変更し、経験豊富なシニア層の人材の就業機会の確保		
---	--	--	--	--	--	--

	を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。	う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮しつつ横断的な人事管理を行う。 研修制度については、若手職員の能力と意欲の増進に資するよう、内容を体系的に見直し、その充実を図るとともに、引き続き、専門性の高い人材の早期育成を図るよう実施する。		を図った。 イ 人材の養成 ○ 各職員の在籍状況を把握しつつ、日常の業務及び研修により能力向上を図るとともに、人事評価結果等により適性を見極め、適材適所の配置を行った。 ○ 「独立行政法人農林漁業信用基金研修規程」に基づき職員研修を行い、専門知識を有する人材の育成に取り組んだ。 ○ 令和4年度に、以下のとおり見直した研修計画に基づき研修を実施するとともに、研修内容の振り返りや改善点に関するフォローアップを行い、令和5年度の研修の実施計画の策定に反映した。 ・ 階層、職位、業務に応じた研修の充実 ・ 職員の能力を向上させる研修の充実		
--	---	---	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-3	積立金の処分に関する事項

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	3 積立金の処分に 関する事項 農業信用保険業 務、林業信用保証業 務、漁業信用保険業 務、農業保険関係業 務及び漁業災害補 償関係業務の各勘 定において前中期 目標期間からの繰 越積立金があるこ ときは、それぞれの業 務の財源に充てる こととする。	3 積立金の処分に 関する事項 農業信用保険業 務、林業信用保証業 務、漁業信用保険業 務、農業保険関係業 務及び漁業災害補 償関係業務の各勘 定において前中期 目標期間からの繰 越積立金があるこ ときは、それぞれの業 務の財源に充てる こととする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 各勘定の前中期目標期間 繰越積立金は、各業務に充 てられているか	<主要な業務実績> 農業保険関係勘定に計上し てある前中期目標期間繰越積 立金は、同勘定における当期純 損失 2 百万円の補てんに充て た。 なお、農業信用保険勘定、林 業信用保証勘定、漁業信用保険 勘定及び漁業災害補償関係勘 定に計上の同積立金は、各勘定 において当期純利益を計上し たことから、同積立金の取崩し を行っていない。	<自己評価> 評価：B 前中期目標期間繰越積立金を 当期純損失の補てんに充てたこ とから、B とする。 <課題と対応> －	評価 B <評価に至った理由> 中期計画に基づく取組を適確に 実施していることから、「B」 評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> － <その他事項> －